

諮問事項第二から第四までに係る統計資料

1 被害者等による記録の閲覧及び謄写の実施数等（諮問事項第二関係）

	申出数	実施数	割合
			合
平成13年	506	498	98.4%
平成14年	590	576	97.6%
平成15年	634	630	99.4%
平成16年	588	582	99.0%
平成17年	562	550	97.9%
合計	2,880	2,836	98.5%

（注1）最高裁判所から提供を受けた資料による。

（注2）平成12年改正少年法の施行後5年間（平成13年4月1日から平成18年3月31日）の運用状況に係る統計であり、左欄は各年4月1日から翌年3月31日までを示す。

2 被害者等の申出による意見の聴取の実施数等（諮問事項第三関係）

	申出数	実施数	割合
			合
平成13年	150	146	97.3%
平成14年	163	154	94.5%
平成15年	200	196	98.0%
平成16年	159	157	98.7%
平成17年	153	138	90.2%
合計	825	791	95.9%

（注1）最高裁判所から提供を受けた資料による。

（注2）平成12年改正少年法の施行後5年間（平成13年4月1日から平成18年3月31日）の運用状況に係る統計であり、左欄は各年4月1日から翌年3月31日までを示す。

3 成人刑事事件の第一審終局人員（諮問事項第四の一関係）

	罪 名					総 数
	未成年者 喫煙 禁止法	未成年者 飲酒 禁止法	労働 基準法	児童 福祉法	学校 教育法	
平成13年	0	0	19	250	0	269
平成14年	0	7	13	271	0	291
平成15年	0	5	15	336	0	356
平成16年	0	6	24	337	0	367
平成17年	0	4	36	350	0	390
合計	0	22	107	1,544	0	1,673

（注1）司法統計年報による。

（注2）左欄は各年1月1日から12月31日までを示す。